

宇都宮産農産物PR促進事業 実施要領

第1 目的

この要領は、農産物販売促進支援補助金交付規程第3条第1項第四号に掲げる事業の実施に関して細目等を定めることにより、宇都宮市内外で宇都宮産農産物の消費拡大の実現を図ることを目的とする。

第2 交付対象

① うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目のPRに係る支援

うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目生産団体（以下「ブランド認定者」）が、宇都宮市内外で「うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目（以下「ブランド農産物」）」のPR及び販路拡大につながるイベント・マルシェ等を主催又はイベント・マルシェ等に参加する際に要する費用の一部を支援する事業

② 宇都宮産農産物のPRに係る支援

生産者、生産団体等又は、宇都宮農業協同組合が、宇都宮市内外で宇都宮市内生産者3人以上（宇都宮農業協同組合は単独での開催を可能とする。）が参加する宇都宮産農産物のイベント・マルシェ等を主催又はイベント・マルシェ等に参加する際に要する費用の一部を支援する事業

第3 補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

ア 人件費

イ 飲食代、懇親会等の負担金

ウ 販売する農産物等の調達費

エ 1万円以上の備品購入費

オ 他の業務での使用が可能な汎用性の高い備品等の購入費用
（パソコン、机、椅子、事務機器等）

カ 調理に要する燃料費

キ 移動に係る燃料費、領収証のない有料道路代

ク 警備業務に係る委託料、個人への委託料

ケ 2名分以外の旅費※

※ 旅費の計算は、宇都宮市の使途基準に準ずる。

コ 対象期間外に支出した経費

サ その他、事業の実施に関連性のない経費

第4 利用制限

1 団体、同一年度における申請回数は1回限りとする。また、同一年度内のうつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目のPRに係る支援と宇都宮産農産物のPRに係る支援の併用は不可とする。

第5 その他

宇都宮産農産物の消費拡大の実現のため、宇都宮市が情報提供を求めた際は、積極的に協力すること。